2．証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

氏名			印
住所			
証明を行った建築士	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		
	登録番号		
	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
名称			
所在地			
証明を行った建築士の属する建築士事務所	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別		
	登録年月日及び登録番号		

3．証明者が指定確認検査機関の場合

名称			印
住所			
証明を行った指定確認検査機関	指定年月日及び指定番号		
	指定をした者		
氏名			
住所			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	
		登録番号	
		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号	
		登録を受けた地方整備局等名	

（用紙　日本工業規格　A4）

備考

3欄の「証明を行った指定確認検査機関」における「名称」及び「住所」の欄について、当該機関が指定を受けた後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を記載するものとする。

○国土交通省告示第四百十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一号の規定に基づき、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一号チ中「を含む。）」の下に「並びに直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する直交集成板の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆及びF☆☆☆☆の規格に適合するもの又は登録認定機関若しくは登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと若しくはホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認めたもの」を加え、同号ル中「ハまで、ニ(1)及び(2)、ホ(1)及び(2)、ヘ、ト」を「トまで」に、「(2)並びに」を「(2)、」に、「(3)まで並びに」を「(3)まで」に、「ハ(1)から(4)まで」を「ハ」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の七第一項第二号の規定に基づき、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件（平成十四年国土交通省告示第千百十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一号中リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する直交集成板の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆の規格に適合するもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三条の五第一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める建設線を次のように定めたので、同条第二項の規定により、告示する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第四十三条の五第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十四条に規定する建設線のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、昭和四十八年運輸省告示第四百六十六号で公示した基本計画に定められた中央新幹線とする。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十七条の九の十一の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める建設線を次のように定めたので、告示する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

地方税法施行令第三十七条の九の十一の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の四第一項第三十八号に規定する建設線のうち国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものは、昭和四十八年運輸省告示第四百六十六号で公示した基本計画に定められた中央新幹線とする。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十二号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏